

議案第十七号

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和二年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立幼稚園の保育料に関する条例の一部を改正する条例

港区立幼稚園の保育料に関する条例（昭和二十二年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる幼児に係る保育料及び年間利用に係る子育てサポート保育料は、無料とする。

一 生計を一にする世帯に属する特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十四条に規定する特定被監護者等をいう。）のうち最年長者以外の全ての幼児

二 当年度分（四月分から八月分までの保育料及び年間利用に係る子育てサポート保育料に

あつては、前年度分）の区市町村民税のうち所得割課税額（別表備考三に規定する所得割課税額をいう。）が七万七千百一円未満である生計を一にするひとり親世帯等（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二條各号に掲げる者である世帯をいう。）に属する全ての幼児（前号に該当する場合を除く。）

第二條第三項を削る。

第三條中「委員会規則」を「港区教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）」に改める。

## 付 則

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の港区立幼稚園の保育料に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第二條第二項の規定は、令和二年四月分以後の保育料及び年間利用に係る子育てサポート保育料（改正後の条例第二條第一項に規定する子育てサポート保育料をいう。以下同じ。）から適用し、同年三月分までの保育料及び子育てサポート保育料については、なお従前の例による。

## （説 明）

多子世帯の子育てサポート保育料の軽減措置を拡充するため、本案を提出いたします。